

盛岡地方振興局長告示第 153 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、一本木土地改良区（岩手郡滝沢村）から役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成 19 年 12 月 21 日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

1 就任

(1) 理事

角 掛 三四郎	岩手郡滝沢村滝沢字柳原 37 番地
角 掛 源 市	” ” ” 字柳原 20 番地 1
角 掛 享 朔	” ” ” 字柳原 38 番地 2
角 掛 秀 夫	” ” ” 字後 30 番地 2
角 掛 定 夫	” ” ” 字後 177 番 2
松 村 優	” ” ” 字砂込 61 番地 2
角 掛 博 見	” ” ” 字留が森 347 番地 192
角 掛 邦 彦	” ” ” 字一本木 214 番地

(2) 監事

三田村 一 雄	岩手郡滝沢村滝沢字留が森 343 番地 1
角 掛 征一郎	” ” ” 字柳原 18 番地
角 掛 節 生	” ” ” 字柳原 28 番地 7

2 退任

(1) 理事

角 掛 三四郎	岩手郡滝沢村滝沢字柳原 37 番地
角 掛 源 市	” ” ” 字柳原 20 番地 1
角 掛 享 朔	” ” ” 字柳原 38 番地 2
角 掛 秀 夫	” ” ” 字後 30 番地 2
角 掛 定 夫	” ” ” 字後 177 番 2
松 村 優	” ” ” 字砂込 61 番地 2
角 掛 博 見	” ” ” 字留が森 347 番地 192
角 掛 邦 彦	” ” ” 字一本木 214 番地

(2) 監事

三田村 一 雄	岩手郡滝沢村滝沢字留が森 343 番地 1
角 掛 征一郎	” ” ” 字柳原 18 番地
角 掛 節 生	” ” ” 字柳原 28 番地 7